

**令和4年度 海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項**

1. 業務概要

- (1) 委託業務名
令和4年度 海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務
- (2) 業務内容
別紙「令和4年度 海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日～令和5年3月31日
- (4) 委託上限額
5,000千円（消費税及び地方消費税込み）
- (5) 委託事業者の選定方法
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）にて実施

2. 委託者

仙台市（若林区まちづくり推進部海浜エリア活性化企画室）

3. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての条件を満たすものとする。なお、2者以上による共同提案体を構成する場合には、次の(1)は1者以上の構成員、(2)～(7)はすべての構成員が満たしていることを要件とする。

- (1) 過去5年以内（平成29年度以降）に本業務に類似した構想策定支援業務の実績があること。
- (2) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は仙台市有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事業所等を置いていること。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続中でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

4. 説明会の開催

- (1) 日時 令和4年6月16日（木）10時～
- (2) 会場 若林区役所6階ホール（仙台市若林区保春院前丁3-1）
- (3) 内容 業務内容説明、質疑応答
- (4) 留意事項
 - ① 出席する際は「12. 問い合わせ及び提出先」あて、電子メール又は電話にて令和4年6月15日（水）17時までに連絡すること。
 - ② 3名以内とする。
 - ③ 説明会への参加の有無は選定の結果に影響しない。

5. 公募に関する質問及び回答

業務内容及び選定方法について質問がある場合には、次のとおり質問票を提出すること。なお、説明会の場においても、口頭での質問を受け付ける。

- (1) 提出期間 令和4年6月13日（月）～6月21日（火）17時（必着）
- (2) 提出方法 質問内容を質問票（様式第1号）に記入の上、「(3) 提出先」に電子メールで提出
- (3) 提出先 若林区海浜エリア活性化企画室メールアドレス uminote@city.sendai.jp
- (4) 回答 令和4年6月27日（月）に仙台市ホームページに掲載する。

6. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を表明する者は、参加表明書兼誓約書（様式第2号）及びその他の必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年7月1日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送による。郵送の場合は事前に電話連絡の上、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、簡易書留など配達記録が残る方法により提出すること。
- (3) 提出書類
 - ① 参加表明書兼誓約書（様式第2号）
 - ② 会社概要書（様式第3号）
 - ③ 共同提案体の構成員一覧（様式第4号）※共同提案体の場合のみ必要
 - ④ 同種業務・類似業務実績（様式第5号）
 - ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 ※提出日前30日以内に交付を受けたものに限る
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 参加資格の決定及び通知
参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和4年7月6日（水）までに電子メールで通知する。

7. 提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加資格を有するとされた者は、次のとおり提案書及びその他の必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年7月12日（火）17時（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送による。郵送の場合は事前に電話連絡の上、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、簡易書留などの配達記録が残る方法により提出すること。
- (3) 提出書類
 - ① 応募申込書（様式第6号）
 - ② 提案書（任意様式）※A4片面印刷でページ番号を付し、15ページ以内とする。
 - ③ 経費見積書（任意様式）
業務内容に対応するよう内訳が分かるものとする。なお、金額は税込で記載すること。
- (4) 提出部数
 - ①、③は各1部、②のみ10部
- (5) 提案書の構成
 - ① 業務の実施方針（海浜エリアに関する現状認識を含む）
 - ② 業務の実施体制（組織・人員等）

- ③ 業務スケジュール
- ④ 業務内容に係る提案（次の内容について具体的な提案を示すこと）
 - ・海浜エリアの課題に関する調査・分析手法
 - ・ヒアリング調査の進め方
 - ・海浜エリアの現状を踏まえたエリアの魅力・価値向上に資するアイデア
 - ・ビジョン案の完成イメージ
 - ・ビジョン案策定後に市民や事業者から幅広く意見聴取するための効果的手法

8. 提案内容の審査

(1) 審査方法

提案内容の審査及び受託候補者の選定は、仙台市が設置する海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務審査委員会において、提案書類及びプレゼンテーションの総合評価により行う。なお、応募者が多数の場合、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象事業者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 日時 令和4年7月25日（月）※詳細は審査対象者に後日連絡する。
- ② 会場 若林区役所4階第1会議室（予定）
- ③ 方法 応募者が提案書に基づく説明を行い、その後審査委員から質問を行う。
（1団体あたり説明10分、質疑応答10分）
- ④ 出席者 3名以内とする。
- ⑤ 資料 事前に提出した書類のみを用いること。当日の追加資料配布は不可とする。
- ⑥ その他 パソコンやプロジェクターの持ち込みは認めない。

(3) 審査基準

次の審査基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行う。各審査委員の採点に基づく合計得点を合算した総合計得点が最も高い応募者を受託候補者として選定するとともに、次に高い総合計得点の者を次点者として選定する。

	審査項目	評価の観点	配点
1	業務目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ・海浜エリアの特性を十分に理解しているか。 	20
2	実施体制、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施する能力、組織体制等であるか。 ・業務のスケジュールが適切であるか。 	20
3	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜エリアの課題に関する調査・分析手法には具体性及び確実性があるか。 ・ヒアリング調査の進め方には具体性及び確実性があるか。 ・魅力・価値向上に資するアイデアは、海浜エリアの現状を踏まえた多面的かつ効果的なものであるか。 ・ビジョン案の完成イメージには具体性及び訴求性があるか。 ・ビジョン案策定後の市民意見聴取の手法は効果的であるか。 	50
4	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費は低廉であるか。 	10
		合計	100

(4) 審査結果の通知

審査結果は令和4年7月27日（水）までに全ての応募者に対し、書面により通知する。非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（様式自由）での請求により仙台市に説明を求めることができる。仙台市は、書面を受理した日から起算して10日以内（休日を除く）に、書面により回答する。

9. 契約に関する事項

- (1) 審査の結果、受託候補者に選定された者と契約内容について協議の上、随意契約を締結する。なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託料について、双方協議の上、業務委託上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 仕様書は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

10. スケジュール（予定）

令和4年 6月13日（月）	公募開始
6月16日（木）	説明会
6月21日（火）	質問票締め切り（6月27日回答）
7月 1日（金）	参加表明書等提出締め切り
7月12日（火）	提案書等提出締め切り
7月25日（月）	プレゼンテーション審査
7月27日（水）	審査結果通知（予定）
7月末	契約締結及び業務開始
令和5年3月31日（金）	業務完了

11. その他留意点

- (1) 次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。
 - ① 上記「3. 参加資格」を満たさないこととなった場合。
 - ② 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
 - ③ 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
 - ④ 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
 - ⑤ 事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上記「1. 業務概要」に記載する委託上限額を上回る場合。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。
- (4) 提出書類は、業者を選定する用途以外には提出者に無断で使用することはない。ただし、審査作業に必要な範囲において提出書類を複製することがある。
- (5) 提案書提出期限後の書類の提出は認めない。また、期限後の書類の差し替え及び再提出についても認めない。

1 2. 問い合わせ及び提出先

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1 若林区海浜エリア活性化企画室（担当：八重畑）

電話：022-282-1111（内線 6191） FAX：022-282-1152

E-mail:uminote@city.sendai.jp